

## 小谷村価格高騰特別対策支援金のご案内

エネルギー・食料品等の価格高騰に直面している生活困窮者世帯を支援するため、小谷村から特別対策支援金として1世帯当たり2万円を支給します。18歳以下の児童がいる場合は、更に児童1人当たり2万円を支給します。\*

### 支援金の支給額

1世帯当たり2万円

18歳以下の児童1人当たり2万円

### 書類の提出期限

確認書・申請書とも、

**令和7年8月29日(金)**

## 受給対象者と受給手続きの方法

### ○受給対象者の要件

基準日（令和6年12月13日）において、小谷村に住民登録があり、令和6年度住民税所得割が非課税（均等割のみ課税）である世帯の世帯主です。

### ○受給手続きの方法

※18歳以下の児童への2万円給付の手続き方法は住民係から今後周知されます。

#### ①「特別対策支援金の支給のお知らせ」が届く世帯

**原則、申請手続きは不要です。送付された用紙に記載されている世帯主の口座へ順次、支給予定です。**

**ただし、次の(1)(2)を希望する場合は、福祉係へ連絡してください。**

- (1) 記載された口座を変更する方
- (2) 給付金の受給を辞退する方



#### ②「特別対策支援金支給要件確認書」が届く世帯

裏面 ② 参照

**記載された確認欄に全てチェックができる場合は、必要事項を記入し、通帳や身分証明書のコピーを添付して期限までに返送してください。順次、支給予定です。**

#### ③通知が届かない世帯

裏面 ③ 参照

小谷村地方創生臨時交付金（3万円）を受給済みの世帯、世帯員に住民税所得割が課税されている方いる世帯、令和6年1月1日以前の住所地が海外で令和6年度住民税の課税ができない方を含む世帯は、この給付金の受給対象外です。

**その他、次に該当する場合は通知が届かない場合がありますが、支給対象者の要件を満たす場合は申請書の提出により受給される場合があります。**

- (1) 令和6年1月2日以降に小谷村へ転入した方を含む世帯
- (2) 令和6年度住民税が未申告の方を含む世帯（転入者を含む）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 受給手続きの方法（詳細）

## ② 「特別対策支援金 支給要件確認書」が届く世帯

- 対象となる世帯には、支給内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ、期限までに提出（同封の返信用封筒で返信）してください。



### 【確認事項】

- ①世帯全員が、住民税所得割が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- ②世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告でないこと
- ③国が支給した給付金（3万円給付）の支給対象でないこと（転入者に該当）

## ③ 通知が届かない世帯

- 世帯員に未申告者を含む場合、所得状況が不明であるため通知しません。支給要件に該当する場合は、**申請により給付される**場合がありますので、申請できる方は、小谷村ホームページか役場福祉係窓口で用紙を受取り、必要事項を記入して添付資料と一緒に期限までにご提出ください。
- 申請する場合、令和6年1月1日時点にお住まいであった市区町村が発行する**「令和6年度所得・課税証明書」の添付が必須**です。  
※証明書を市区町村へ郵送請求する場合は時間がかかりますので、提出期限に間に合うように早めに手続きを始めてください。
- 基準日に小谷村住民基本台帳に記載があっても、令和6年1月1日以前の住所が海外で、証明書の交付が受けられない方は支給対象外です。

### 【共通注意事項及び確認事項】

- ・住民税の取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に必ず確認してチェックしてください。（確認されていない方が多く見受けられます）
- ・受取口座について、口座情報を記入する場合、通帳のコピーを添付してください。クレジットカード一体型やネットバンクの口座情報を記入した場合を含め、金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が全て確認できる書類を添付してください。預金通帳のコピーは1枚目をめくると全て記載されいます。
- ・受取口座を公金受取口座にする方は、マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータル等から公金受取口座の登録をしている方に限ります。（村税を口座振替してるのとは違います。）
- ・代理による確認・受給を行う場合は、代理人もマイナンバーカードや運転免許証、パスポート等、本人確認ができる書類のコピーを添付してください。
- ・意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ・提出期限までに提出がない場合や、修正による再提出がされない場合は、辞退とみなします。
- ・この支援金は差押え禁止です。

給付金に関する、



**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



添付書類が不足している場合や、不明である場合はお電話で照会する場合があります。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

**お問い合わせ（受付時間：平日の8:30～17:15）**

小谷村役場 住民福祉課 福祉係



**0261-82-2582**